

年 月 日

静岡県知事 様

開設者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称)

獣医師であることの有無 (有・無・法人)

飼育動物往診診療施設開設届出書

飼育動物往診診療施設を開設したので、獣医療法第7条第1項において適用される同法第3条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 開設の年月日 年 月 日
- 2 調剤を行う施設等がある場合、その構造設備の概要及び平面図
- 3 診療用機器等の種類及び所有又は借受けの別
- 4 管理者の氏名及び住所
- 5 診療の業務を行う獣医師の氏名
- 6 診療の業務の種類 産業動物 ・ 小動物 ・ その他 ()
- 7 参考事項
往診診療者等の電話番号 ()

- 注) 1 開設者が法人である場合は、定款を添付すること。
- 2 管理者は獣医師であること。
- 3 管理者及び診療の業務を行う獣医師の獣医師免許証の写しを添付すること。
- 4 診療用機器等の種類は施行規則第4条の規定に基づくものとする。
- 5 法人にあっては、法人代表者氏名の記入は不要。